

観光協会オリジナル商品に

新しいグッズができました

江戸以来培われてきた歴史や文化にあふれる中央区。「江戸」と「東京」を持ち歩ける、新しいグッズができました。

中央区 EDO TOKYO トートバッグ

江戸古地図と英語表記の現在地図が表裏になっていて、その日の気分で「粋」か「モダン」を使い分けられる遊び心あふれる一枚(A4ファイル2~3冊収納可)。日常のおでかけやお買い物のお供にご利用ください。

費2,970円



▲トートバッグ
(素材：キャンバス地(ネイビー))

クリアファイルA4サイズ見開き▶

中央区 EDO TOKYO クリアファイル

A4サイズ見開きの左右に、江戸時代と現在の中央区の地図が描かれているので、見比べながら中央区を読み解けます。シングルポケットがあり、中にはA3サイズのフルカラーで、歌川広重『名所江戸百景』で描かれた中央区内の作品を地図付きの解説書を付けて入れています。

費770円

共通

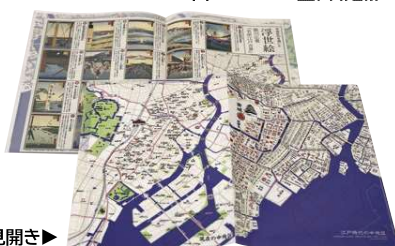
場中央区観光情報センター(京橋エドグラン 地下1階)、中央区観光協会

問中央区観光協会

☎(6228)7907

詳しくは

東京まんなかippin堂へ



令和7年分

確定申告のご案内

確定申告期間

所得税および復興特別所得税

2月16日(月)~3月16日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税

2月16日(月)~3月31日(火)

贈与税

2月2日(月)~3月16日(月)

e-Taxをご活用ください

ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告できるe-Taxをご利用ください。

マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます。

詳しくは国税庁HPへ
(確定申告書等作成コーナー)



詳しくは国税庁HPへ
(マイナポータル連携特設ページ)



e-Taxに必要なもの

マイナンバーカード(※1)、マイナンバーカードのパスワード2つ(※2)、スマートフォン、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

(※1)マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続などのご利用ができません。

(※2)利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)、署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)



申告書作成に関する相談が受けられます

2月16日(月)~3月16日(月)は東京国税局に確定申告会場が開設されます。詳細は「区のおしらせ ちゅうおう」2月1日号に掲載予定です。
◎1月5日(月)~2月13日(金)に税務署での所得

税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税ならびに贈与税(※3)の相談を希望する方は、オンライン事前予約が必要です。LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。

◎電話予約および当日入場整理券の配布は行っていません。

(※3)日本橋税務署管内の方の譲渡所得・贈与税の相談は、京橋税務署(資産課税部門)で受け付けますので、オンライン事前予約の際は京橋税務署を選択してください。



国税庁LINE

申告書などの提出方法

①次の宛先へ郵送

(提出先の税務署により宛先名が異なります)

〒100-8156

千代田区大手町1-3-3

大手町合同庁舎3号館

日本橋税務署管内の方

「東京国税局業務センター大手町分室(日本橋税務署)」宛て

京橋税務署管内の方

「東京国税局業務センター大手町分室(京橋税務署)」宛て

②管轄税務署の総合窓口へ直接提出

問東京国税局電話相談センター

☎0570(00)5901(ナビダイヤル)

日本橋税務署

☎(3663)8451

京橋税務署

☎(4434)0011

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用している方

特例を受けたふるさと納税の金額も寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります

月島・人形町駐車場の

定期利用者を

募集

現行の定期利用期間が5月31日で終了するため、6月から2年間の定期利用者を募集します。

月島駐車場

住所・台数

月島4-1-1(月島区民センター地下) 36台

申し込み資格

月島地域の区民

使用料

月額35,000円

人形町駐車場

住所・台数

日本橋人形町

1-1-17(日本

橋小学校地下) 30台

申し込み資格

日本橋地域の区民および事業所

使用料

月額40,000円

共通

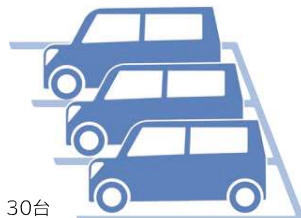
申1月20日~2月6日に区役所5階交通課窓口で申込書(HPでダウンロード可)および添付書類を提出(郵送不可)。

◎申し込み多数の場合は公開抽選を行います。

問交通課交通施設係

☎(3546)5443

詳しくは区HPへ
(利用条件など)



税理士による無料申告相談をご利用ください

日本橋税務署管内の方

日2月3日(火)~6日(金)

午前9時30分~正午

(受け付けは午前11時まで)

午後1時~5時

(受け付けは午後4時まで)

場人形町区民館1、2号室

京橋税務署管内の方

日1月28日(水)~2月4日(水)(土・日曜日を除く)

午前9時30分~正午

(受け付けは午前11時まで)

午後1時~5時

(受け付けは午後4時まで)

場月島区民センター1階会議室

共通

対年金受給者、給与所得者、小規模納税者(※)

※小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方で、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前)が300万円以下の方です。

内所得税・個人事業者の消費税に関する相談

◎土地、建物および株式などの譲渡所得、相続税・贈与税の申告書作成・相談は行っていません。

申各税理士会HPから申し込み。

問東京税理士会日本橋支部

☎(3662)3979

東京税理士会京橋支部

☎(3553)1788

事前申し込みHP
(日本橋税務署管内)



事前申し込みHP
(京橋税務署管内)

